
第2回泉南市教育問題審議会 会議録

【日時】 平成18年8月1日(火) 午後3時～5時

【場所】 泉南市総合福祉センター 大会議室

【出席者】(委員) 18名中 15名出席 3名欠席
(事務局) 16名出席

【傍聴者】 8名

- 【議事日程】
1. 開会
 2. 会長挨拶
 3. 議事
 - (1) 部落差別事象に対する人権政策推進本部長(市長)見解等とその後の取り組みについて
 - (2) 平成16年度教育問題審議会資料について
適正規模・適正配置検討資料
児童・生徒の通学距離調査表及び地図
 - (3) 泉南市の教育を語る会開催(案)について
 4. 閉会

第2回 教育問題審議会 会議録

日時： 平成18年8月1日(火)

午後3時～5時

場所： 泉南市総合福祉センター大会議室

教育総務部長 それでは、時間が参りましたので、始めさせていただきたいと思います。どうも、皆さん、こんにちは。本日は御多用の中、また、このようなお暑い中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第2回教育問題審議会を開会させていただきます。

なお、本日は既に出席委員が過半数を超えておりますので、この審議会は適法に成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、本日は、副会長、L委員から、事前に欠席の御通知がありましたので、御報告いたします。

また、当審議会の議事録は泉南市情報公開条例に基づき、請求があれば公開対象となります。発言者の氏名は原則としてそのまま公表することになりますので、御承知おきをいただきますようお願いいたします。ただし、ホームページの議事録の公表は、氏名につきましてはアルファベットといたします。

では、配付させていただきました資料の確認をお願いいたします。万一漏れがありましたら、御指摘のほどお願いいたします。

資料1、これは事前に配付させていただいております。

資料1、部落差別事象に対する人権政策推進本部長（市長）見解等、資料2といたしまして、泉南市の教育を語る会開催（案）、資料3といたしまして、適正規模・適正配置検討資料、資料4といたしまして、児童・生徒の通学距離調査表及び地図をつけております。

それでは、会長にバトンタッチさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

梅雨が明けますと、一気に真夏になったような、大変厳しい暑さの中、第2回審議会に御参加いただきまして、どうもありがとうございます。

第1回に引き続きまして、議事の進行を務めさせていただきたいと思います。あとはも

う座ったまましますので、御了解をお願いします。

議事に入ります前に、当審議会は、原則、公開となっております。事務局に伺いますと、本日、傍聴の申し込みがあるようでありますので、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、異議なしということでございますので、傍聴申込者に入場してもらってください。

(傍聴者入場)

会長 それでは、去る7月12日、第1回の審議会を開催いたしました。

第1回審議会におきましては、本年3月末付で出されました審議会の方針について及び部落差別事象について、さらに、新しい本審議会で、何を議論にする審議会であるのかという諮問事項の説明と了解について、御意見を伺いながら整理をしたところでございます。

本日から、その第1回を踏まえまして議論を進めていきたいと思うわけではありますが、この第1回の審議会におきまして、審議委員さんから、平成16年度審議会学校教育部会で、校区再編を契機といたしまして生起いたしました部落差別事象に対しまして、各団体などから出された見解を資料として求められました。また、行政のその後の取り組みについても質問を出されたところでございます。

本日の第1議題といたしまして、議事日程にも書かれておりますように、まず、この部落差別事象に対する資料及び行政のその後の取り組み等につきまして、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

人権教育課長 失礼いたします。よろしくお願いいたします。

お手元、資料 1、部落差別事象に対する人権政策推進本部長（市長）見解等をごらんいただきまして、見解等についての簡単な説明の方をさせていただきます。

平成17年3月から7月にかけて、教育問題審議会に係る差別事象を初め差別落書きが連続して発生したことに対し、市長を初めとして市内の人権6団体などより見解が表明されました。

その中で、連続して生起した差別事象について、単に個人的差別者がいるといった問題ではなく、いまだ市民の中に潜在する差別意識が顕在化したものととらえています。

本市では、平成7年に、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例を制定し、差別撤廃に取り組んでまいりましたが、この条例の精神が、市民、地域社会、行政、教育等に携わる市民、職員に十分に理解され、生かされていなかったと真摯に受け

とめ、これを契機として、全庁的に、また、市民挙げての人権尊重の地域社会づくりに取り組む決意を示したところでございます。

資料1をごらんいただき、以上の団体名を御確認ください。

1枚目をめくっていただきましたら、右肩に番号を振ってございます。番が泉南市人権政策推進本部本部長見解でございます。

続きまして、泉南市教育委員会見解。

一枚めくっていただきまして、泉南市校園長会見解。

泉南市人権協会見解。

泉南市人権啓発推進協議会見解。

泉南市人権擁護委員協議会見解。

泉南市事業所人権推進連絡会見解。

泉南市人権教育研究協議会見解。

泉南市在日外国人教育研究協議会見解。

泉南市保育所長会見解。

樽井区長見解。

以上でございます。

続きまして、平成17年11月9日に実施されました、差別をなくす市民集会以降の取り組みということで説明の方をさせていただきます。

市民集会終了後、行政内部におきまして人権政策推進本部会議を開催し、集会の総括を実施いたしております。また、人権6団体連絡会においても集会の総括を行い、今後の職員研修、市民研修、人権教育について、行政と教育委員会、人権6団体が連携し、それぞれの活動分野を中心として、教育啓発活動の充実に努めていくことを確認いたしました。

また、集会終了後、教育問題審議会が再開されましたが、再開に当たり、各部会において、差別事象について部会見解をまとめるとともに、あわせて審議会としての見解をまとめ、今後の答申にどのように反映していくかが検討されました。

3月18日の市民と語る会において、各部会の審議内容とともに、差別事象についても説明を行いました。このような経過を経て3月30日に結審し、答申が出されました。

平成18年度に入り、市の人権政策推進本部において一連の差別事象の総括を行うとともに、今年度の取り組み体制として、緊急プロジェクトチームを立ち上げ、府民意識調査に見られる忌避意識、差別意識の内面をとらえつつ、本市での差別事象の現実を押さえ、

全市的な人権教育啓発活動に取り組んでいくことを確認いたしました。

先日、7月26日、市のPTA協議会の研修会も実施されております。また、差別事象への対応とともに、戸籍不正入手売買、部落地名総監差別事件についての対応も、対策部会を設置して、徹底究明と再発防止の取り組みに着手いたしております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

今の、事務局の方から、資料1としまして、推進本部によります見解等11種類の見解及びその後の取り組みについての報告をいただきました。

この点につきまして、御意見、御質問がございましたら、積極的に出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

私も、この審議会の審議委員ということになってから、泉南市で起こっておりました差別事象についての資料を拝見いたしました。とりわけ、校区再編にかかわって直接かかわるような事象が起こっておるということで、匿名によります電話の事象、あるいは傍聴者の意見書・嘆願書意見欄における事象ということで、近年まれに見る露骨な差別が起こっておるということで、大変ショックを受けた次第でございます。

地元でいろいろ積極的な取り組みをされてこられたと思いますが、事務局の報告につけ加え、あるいは意見として述べておきたいということがございましたら。

はい、どうぞ。

K委員 差別事象に対する見解について、私の意見、感想を述べさせていただきます。

市長を初め多くのこんなたくさんの機関や団体が、差別は絶対に許さないと、二度と差別を起こさないというような、今後そういう取り組みを進めるんだというふうな見解が明らかにされていて、大変心強く思っております。ぜひとも、市の広報やさまざまな研修会等を利用して、この見解をぜひ市民に周知、諮っていただきたいと思っております。

そのことが、部落差別を初めあらゆる差別をなくする第一歩になるのではないかと考えております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

意見ということで、述べていただきました。

ほかに、一連の差別事象あるいは見解につきまして、御意見、補足説明等ございましたら出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

N委員 すみません。これから、要望といたしましてちょっとお願いがあるということをお願いしたいんですけども。

この件につきましては会長さんの方もよく御存じだと思っておりますけれども、前回の審議会答申、このピンクのやついただいたんですけども、この中にも書かれていると思っておりますけれども、詳しく、学校教育部会の第2章の2ページあたりによく書かれていると思っておりますけれども、同和地区を有する学校に居住していたということで、そこに居住していながら他の学校に通学させる、いわゆる越境通学になると思っておりますけれども、それがひそかに行われておったけれども、それが発覚して、社会的な批判を受けて、府教委及び市教委がそれに全力を挙げて、越境通学根絶の取り組みを進めてきたという経過があると思っておりますけれども、こうした取り組みの中からの経緯から、今回の校区再編に係る差別事象を見ても、現実の問題として、前回、答申に指摘されているように、30年ほど前の越境反対運動のときと何ら意識の状況は変わっていないというふうに私は思っておりますけれども、旧態依然たる状況にとどまっていると言わざるを得んと思えます。

先ほどの行政の方からの説明にありましたように、市長見解の紹介の一部もありましたように、同和問題の解決を泉南市の最重点課題の一つとして取り組んでいきたいという内容がありましたので、現実、行政として真正面からこの問題を受けとめていただきたいということと、それと、今回の審議会としても、この分については重要に受けとめていかなければならないのではないかというふうに思います。

何事も現実の認識からスタートするということがいいと思っておりますので、確かな問題解決につながると思っておりますので、このあたりの認識について、今後の審議にかかわって、特に、会長、副会長におかれましても、十分にこの部分を押さえていただきたいというふうに強く要望いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

会長 ありがとうございます。

校区の再編にかかわってこういったことが起こってきたということを実際としてしっかり受けとめ、認識をしてということでありました。

本日は、副会長が、突然、公判が入りまして出席できておりませんが、私の方からも副会長の方にしっかりと伝えておきたいと思えます。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

E委員 会長にちょっとお聞きしたいんですけども、これ部落問題解決せんと、この会は進まんのですか。先ほどから言うたら、何か部落問題のことばかりで、本来、この教育審議会というのは部落問題を解決するための審議会なんですか。

だから、その辺、何か校区再編反対するための同和問題出されて、それで、この審議会とまっているというようなことも聞きましたので、そういうことのないように、その辺きちっと初めから色分けせんと、こんなに進まんと思うんですけども。

これは僕の意見なんですけれども。

会長 ありがとうございます。

E委員から意見出されましたが、いかがですか。

どうぞ。

Q委員 先ほどE委員が言われたように、この問題ばかりしててもあれだとは思うんですけども、ただ、私ちょっと思うのは、やっぱり平成16年度の審議会が2年間行われてくる過程で、悲しくも、校区の再編にかかわって部落差別事象が起こってしまったという現実、この間のさまざまな議論、また、きょう出されている見解等の中でいろいろ述べられている部分がありまして、逆にそれを乗り越えて校区再編をきちっとやっていくという議論を本審議会はしようとしているというふうには思うんですけども、整理する意味で、それをきちっと、委員だけじゃなしに、全体でそれを踏まえて、どんな校区再編ができるのかという議論にこれからなっていくのかなと、スタートラインだと僕はちょっと思うんで、きょうの議論の取っかかりになっているんで、私は、きょう出されている見解等をきちっとやっぱり押さえた中で審議が進んでいくのかなというふうにちょっと思うんですけども。

ただ、先ほど、N委員が出されていた問題、要望等にも関連するんですけども、私自身、全体の、例えば大阪府下であるとか全国の校区再編にかかわってすべてを承知しているわけではないんですけども、ただ、同和地区を含む校区の再編の歴史的な経過で言いますと、例えば、同和地区を含む校区再編について、反対運動等が起こってくる中で校区の再編ができなかったとか、なかなか議論が前に進まなかったというような状況は、これまで府下的にも起こっていると思うんですけども、ただ、これまでに、泉南市の事例として、例えば、傍聴者によるメモであるとか嘆願書の意見欄の記載のように、憶面もなくやっぱり公然と、あそこまでストレートに同和地区を有する校区に対する反対というんか、

そういう意見というものが出されたというのを私自身も初めて見るというんか、今回、そういう事象であるのではないかなというふうに感じてまして、例えば、土地の低下の問題とか差別の問題というものもそこに当然入っておるわけですがけれども、こうした前代未聞の事例を、やっぱり今後きちっとこの審議会で審議する場というものも、逆に僕は必要ではないのかなと。そればかりという意見もあるんですけれども、それを乗り越えていかんとやっぱりできないん違うかなというふうに私は感じておりまして、そういう意味で、今回、審議委員としても、市民公募という形でちょっと応募させてもらって出ておりますので、僕もそればかりでこの委員になっとるわけじゃないんですけれども、そういう意味では、きちっとそれを踏まえて前にやっぱり進めていっていただきたいなというふうな意見として出しておきます。

会長 ありがとうございます。

少し大事な点かとも思いますので、それぞれ御意見ございましたら。

はい、どうぞ。

M委員 すみません。今、Q委員の方からも意見として出されておりますけれども、この問題があって、いわゆる地域に対する予断と偏見なり、差別意識があって、そういった事象が起こってきたということで、そのことが校区再編に非常に深くかかわっているということでございますので、このことを抜きにして進めていかれるというのはちょっとどうかと思っております。

先ほど、差別を許さない、なくしていくということで、人権教育課長の方から、市民集会があったり、地域の研修会があったりという御報告があったんですけれども、泉南中学校区の方でも、地域の方と教職員とが、600名近くの方が寄りまして、この問題についていろいろな意見が出されました。自分の体験を語られる方、保護者の方もあったり、先生の意見が出されたり、また、先ほど出ておりました決意表明みたいなものも出されておまして、そういったことも、一方で、差別を許さない、なくしていくんだという取り組みもあるということも御承知おきしていただけたらなと、このように思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

J委員 やっぱり差別問題の部分を大事に思うのは、中心いうんか、最初の取っかかりとして重きを置くのは大事なことだと思うんです。

私、先ほどの、人権を守る集会の折、発言させてもらったんですけども、私には今年中学3年生になる女の子がいてるんです。その中で、やっぱり17年の差別問題が起こったときに、昨年、うちの娘が、ある日突然、友達から、 という姓は部落の姓やということ言われたそうなんです。

皆さん、考えてください。自分が中学校2年のとき、どれだけの知恵があって、どれだけの言い返しができる言葉、能力を持っていたか。うちの娘は、頭に500円大ぐらいの円形脱毛症、そこから、神経から顔がただれる部分で、ぼろぼろになるまで一人悩んでたんです。その話を友達のお母さんから聞いて、本人とじっくり話し合いをした結果、私は腹立つって。この地域に住んでることがそんな悪いことかって。おじいちゃんもおばあちゃんも住んでると。お父さんもここで生まれ育ったんやと。その中で、ただそれだけのことで部落差別という部分を友達に言われたって。

そのときに、僕、親として、保護者としてどういう対応をしていったらいいのかなて、怒りに任せて相手の方へいくのがいいのか、子どもと黙って下向いて泣いて暮らすのがいいのかいうふうな、もう親自身がジレンマになりました。しかし、自分が、子どもに、今、差別される側の人間の立場、気持ち、これからの行動を示すことによって、これから子どもの50年、60年の人生をどれだけ有意義に過ごさせていってあげられるのかなと真剣に話しました。

そのとき、幸いにも、中学校の、たまたま僕自身、昨年度は中学校のPTA会長をさせてもらっていて、その中で先生方といろいろな話をさせてもらって、先生方にもまたきめ細かく相談に乗っていただきまして、僕は、元来、子どもたちに加害者も被害者も絶対要らないという気持ちでいてますので、その中で、時間、半年間かけて、先生と子どもと親と話して、解決済んで、それで、今その言葉を投げかけた子どもとでも、会話が合ったからこそ、学校以外の、イオンに買い物行って、会っても、こんにちは、あ、元気かと、声、お互いかけられるようになったんです。

だから、この校区分けの中で、むやみやたらに部落差別するんじゃないしに、僕は、とにかく話し合い、話し合い、話し合い、賛成のための賛成、反対のための反対というような審議委員にはなりたくない、そう思って、僕は小学校のPTAの実行委員の方に手を挙げさせてもらったんです。

これからの、一番、子どもというのは、ものごっつい融通性きくいうんか、大人がつくった差別を、子どもが何も考えず、真に受けて口に出してしまう。それは何かというと、い

ろいろな差別の勉強が少ないんじゃないかなて僕思うんです。それはまた、今回の校区分けとは話違うので、また教育委員会の方で意見述べさせてもらおうと思いますけれども、僕自身、これから審議会、何回も何回も課せる中で、常に子どもを中心に物事を考えていきたいなと思っています。

会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

D委員 ちょっと運営のやり方で、会長、ちょっと一つ提案をしておきたいんですけども。

この差別事象、この教育問題審議会の中で大変な差別事象が起こったということは大変遺憾でございます、あってはならないことだと思います。

ただ、私は、昨年の教育委員会審議会の最後の部分で言わせていただいたんですけども、確かに差別があってはいけない、これはもう事実なんですけれども、そのことをこの教育問題審議会の中で余りにも時間をとり過ぎていると。各部会の中でも十分この議論はされてきたし、今日こうして選ばれている教育問題審議会の委員さんについては、その辺の動機は十分あると思うんです。これは、差別問題については、国も府も市も、長年いろいろな形で差別をなくそうという努力を、法律までつくってやってこられた。その中で、議論する場合は、教育問題審議会の中で差別をなくすようなどという方法があるのかという議論を私はもう今ここでやるべきではないと、別の場所でやっていただきたい。行政の方も十分力を入れてやっていただきたい。

そうでないと、なかなかこの校区の限られた時間の中で、校区問題審議会の方が進まないのではないのかなと、こう思いますので。確かにあってはいけない重要な案件ではございますけれども、そのことは十分踏まえた上で校区問題の審議会に入っていただきたいなと、中身に入っていただきたいなと、こう思いますけれども。

会長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

ちょっと議論の整理あるいは会の運営のあり方についてということで、私への提案事項もございましたので、少し整理をしておきたいと思います。

一つは、本日の議事の第1番目に部落差別事象の問題を取り上げて、改めて推進本部長見解初めその後の取り組みについての議事を入れましたのは、第1回の審議会に御参加された方は御承知のとおり、第2回目のときにその資料を出してもらいたい、議事としまし

ようという参加委員さんの合意がありましたので、今回の第1議題に入っておるとい
とでございます。それに基づきまして、事務局の方に私から要望のあった資料を提示して
説明をするようにという発言の指示をした次第でありますので、まず、議題にこれがある
ということについては御了解を願いたいと思います。

二つ目であります、本審議会は、第1回目の諮問にございましたように、教育問題の
審議会でありまして、とりわけ、前回の審議会答申では積み残しになりました、方策を踏
まえた具体案づくりということが審議会の審議事項となっておりますので、本審議会の審
議の目的と言いますか、テーマが、同和問題の解決ということではないということは、こ
れまた第1回目に確認をしたとおりでありまして、事実そういうことだと思えます。同和
問題の解決ということの主たる目的とした審議会は、また別な形で議論されるべきであろ
うという指摘につきましては私も全く同感でございます。

ただ、ここから、私の個人の意見でございますが、前審議会の過程で、審議会の主要議
題といえますか、目的である校区再編にかかわって部落差別事象が惹起してきた。例えば
電話でありますと、同和地区といっしょになるから校区再編に反対だという電話があつた
り、あるいは審議会のこの場に参加をした傍聴者から露骨な差別があつたり、あるいは審
議会に対する、提出された嘆願書の意見欄に差別があつたということになりますと、これ
は一般的な部落差別問題ではなくて、本審議会のいわば骨格にかかわる部分について部落
差別が深くかかわっている、差別を助長しかねないことにもなりかねないというふう
に受けとめるのはごく当然のことであろうと思えます。

そういう意味で、D委員もE委員も、差別そのものは許せないということで、そこは委
員の意見が一致しておりますので、この、かつて起こりました事象を、第2回、第3回、
第4回と深めていくということにはございませんが、およそ少なくとも、差別を助長する
という立場からの審議や議論は一切認めない。それは審議委員だけではなくて、傍聴者も含
めて十分踏まえてもらう。それが恐らく第1回審議会からの申し送りだろうと思えます。

そういう意味で、審議の途中で議題を入れますよりも、冒頭に、第1回審議会では、特
に副会長の方から、子どもの権利といえますか、子どもを中心に考えることを第一義にし
ようという原則が再確認をされたわけでありましてけれども、実際にこの泉南の地で校区再
編をめぐる露骨な部落差別事象が起こっているということ、新しい審議委員のメン
バーも、随分、私も含めましてたくさんおるわけでありまして、もう一度、第2回の審
議会を確認をしておくということでおさめたいと思えます。

とりわけ、当事者の立場ということで、J委員の方から娘さんの話も聞かせていただきまして、まさに子どもたちの利益と申しますか、幸せということを考えるというのが教育の原点でございます。そういう意味では、校区再編というのは、子どもたちにいろいろな意味で影響を与えかねないわけでありますので、差別を許さないという視点での議論を深めていくというところで御理解を願いたいと思います。

この点について、反論、御意見ございましたら、もうこの場で先に出しておいていただきたいんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、第1議題、大変建設的な形で目的提起をいただきましたので、集約させていただきましたが、時間もたっておりますので、第2議題であります。これも第1回の審議会の際に議論に出ました。委員がすべて、前回の審議委員そのまま引き継いでおるわけではございません。そういう意味で、本審議会は、18年度審議会の方策を踏まえて、具体化案づくりという任も負っておりますわけでありますが、そのためにも、前審議会で取りまとめられました方策が、どのような資料あるいは状況を踏まえてつくられたものなのか、それを改めて再認識しておこうということで、適正規模あるいは適正配置の検討資料や児童・生徒の通学距離調査表及び地図等、前審議会で議論をされました資料についても、もう一度事務局の方からレクチャーを受けておこうということで、第2議題に設けております。

事務局の方から、平成16年度教育問題審議会資料についてということでの説明をお願いしたいと思います。

教育指導部次長 失礼します。私の方から、平成16年度審議会で答申されました、学校規模適正化の方策はどのような経緯で出されたのか。当時、使いました資料を御説明申し上げたいというふうに思います。

資料3と資料4の二つございますが、まず、資料4の方をごらんいただきたいと思ます。

資料4の一番最後に、校区地図をつけておりますが、その校区地図、少しごらんいただきたいと思ます。

泉南市内には11の小学校がございますが、この地図にございますように、校区面積の大小にかなりの差異がございます。児童の通学距離は、校区を検討していく上で非常に大きな要素であるということで、16年度当時の児童の通学距離を調査したものがこの資料4の1枚目、2枚目でございます。

小学校におきましては、200メートル間隔ごとに、その通学距離の子どもたちが何人ぐらいいるのかというふうなことを調査いたしまして、この一覧表にまとめております。

小学校は徒歩通学が原則でございますけれども、2枚目でございますように、信達小学校と東小学校では、電車、バス通学の児童がございました。それから、また、最初にござんいただきました校区地図の方には、各小学校の正門を中心といたしまして、半径200メートルの間隔で同心円を描いております。校区の広い小学校では、校区の端まで同心円を描いておりませんが、このような学校で、一番外側の円では半径2,000メートル、学校の正門から2キロの距離のところまでの同心円を描いております。これで校区の状況をつかんでいただけたらというふうに思います。

続きまして、資料3の方をござんいただきたいと思っております。

資料3は、適正規模・適正配置検討資料というふうに題をつけております。これも、校区を検討していく上で必要となるような要素につきまして調査したものでございます。

その資料3の2枚目をござんいただきたいと思っております。

2枚目以降は、各小学校ごとに検討項目をまとめてつけておりますが、例えば、この2枚目の新家小学校を例に挙げて御説明いたしたいというふうに思います。

まず初めには、児童数と普通学級数の推移がございまして。これは、平成16年度の児童数、それから、地区別の幼児数の実数がございまして、その実数をもとに、平成22年度までの児童数や普通学級数がどのように推移していくかを推計したものでございまして。児童数の推計に当たりましては、宅地開発による社会増を見込んだ校区もございまして。例えば、この新家小学校でも、宅地開発による増加児童数を含むというふうに記載してございまして、当時、大規模開発といたしまして、新家小学校、信達小学校、西信達小学校で計画がございまして、この三つの小学校区につきましては、その宅地開発による増加見込み数も含めてございまして。それ以外の小学校区につきましては、平成16年度の児童数と地区別幼児数をもとに、順次1年ずつ繰り上げていった数字を記載してございまして。

1学級の編制基準は、基本的には40名でクラスというふうになっておりますが、大阪府の小学校の1年生と2年生に対する学級編制の特別措置によりまして、平成16年度につきましては、1年生のみ38名編制。平成17年度につきましては、1年生と2年生が38名編制。平成18年度は、1年生が35名、2年生が38名編制。そして、平成19年度以降は、1年生と2年生が35名編制というふうになっておりますので、そのような形で算出してございまして。

また、複式学級につきましては、国の設置基準というのがございます。小学校におきましては、1年生を含む複数の学年の場合は8名以下。1年生を含まない複数の学年の場合は16名以下で複式学級となるというふうな基準がございますので、この基準に従いまして学級数の方は算出しております。実際、16年当時、複式学級は東小学校でございました。

また、この資料に掲載しております学級数は普通学級の数ですが、各学校には、このほかに養護学級というのがございまして、実際には養護学級の数をプラスした教室数が必要になってくるというふうなことでございます。

続きまして、学校の施設の概要のところですけども、運動場の面積、普通教室と特別教室、特別教室には図書室やパソコン教室、理科室、音楽室等がございますが、この普通教室と特別教室を合わせて保有教室と呼んでおります。その保有教室の状況。それから、それとは別に、管理的な意味合いの管理諸室というものがございます。その状況。また、少人数分割授業等に使用している教室の状況。さらに、校区再編で、校区を変更した場合、16年度現在の施設で最大どれくらいの学級数まで受け入れ可能かということ、現在使用中の普通教室と特別教室、あるいは管理諸室を改修して普通教室に転用できるもの、その合計を教室数の合計として見積もっております。それがその欄の右端の数字でございます。新家小学校では19というふうに入れてございます。

ここで、特別教室というのが出てきたんですが、ちょっとここで説明させていただきます。

特別教室には、述べましたように、図書室やパソコン教室、理科室、音楽室等のほかに、学校によりましては、特別活動の児童会・生徒会室や多目的室などもございます。児童・生徒が主となって活動するという位置づけで、これが特別活動室という、特別教室と認められますが、会議室というふうな形だと管理諸室というふうに分類されます。同じような形態の教室でも、児童会・生徒会で使う場合は特別活動の扱いになり、児童・生徒が主か管理が主かとの違いで分類されるというふうなことがございます。

ちなみに、学校施設に関しましては制限事項がございまして、社会教育施設等への転用として、保有教室については転用できないとされております。学校教育以外の目的に使うことはできないということになっております。管理諸室につきましては、今後の児童・生徒数の動向や施設の利用計画を勘案して、学校施設としての活用が見込めない場合は、社会教育施設等に転用が可能となっておりますが、一度転用してしまうともとに戻すことが

できません。ただ、目的を決めて、単年度単位で一時的に転用するというふうな方法の一時転用というのがございますが、その一時転用についてはもとに戻すことができるというふうにされております。

続きまして、教育資源の配分状況のところをごらんいただきたいと思います。

ここでは、教員数、それから、教員一人当たりの児童数、それから、児童一人当たりの運動場面積を計算しております。また、特別教室を、児童一人当たり、1週間について何回使用しているかという、実際の利用状況を調査したものをまとめてあります。

例えば、この新家小学校の場合、図書室の使用につきましては、年間を通じて平均いたしますと、1年生では1.1回使用しております。2年生では0.9回、このような形でござらんいただけたらと思います。理科室につきましては、理科という教科は3年生から始まりますので、1年生と2年生は空白になっております。

そのような形でござらんいただけたらというふうに思います。

さらに、その右隣には、一つの特別教室を、ある学級が週当たり最大何回使えるかという使用可能回数を、月曜日の1時間目から金曜日の6時間目まで、小学校では、現在29こまの時間割りがございますが、その29こまの時間を普通学級数で割った数字をそこに計算しております。例えば、図書室であれば、最大一クラス当たり2.4回、新家小学校では使用可能だというふうな形になります。

そのほか、体育の時間の運動場使用に当たりまして、複数の学級で運動場を使わなければならないというふうな状況が週何こまあるか。それから、運動会の一人当たりの子どもが出演する種目数は幾つあるかとか、クラブ活動の状況等も、実際の状況を調査して入れてございます。

続きまして、各校区の現状、それから、通学距離・通学路等についてという欄でございますが、校区の現状のところは、その校区の地域名を入れております。通学距離・通学路等についてというところでは、校区の中にあります鉄道や幹線道路、また、飛び地の状況についても簡単な説明を入れております。

このような検討資料を各小学校ごとに作成いたしておりますので、またござらんいただけたらと思います。

そして、この資料の1枚目に戻っていただきますが、1枚目は、11の小学校の状況を、主な項目について比較しやすいように1枚にまとめたものでございます。

さらに、添付しております一番最後、資料3の一番最後にグラフを入れております。こ

のグラフにつきましては、平成16年度審議会の中では配付しておりませんでしたが、今回、新たに作成したものです。各中学校区ごとに小学校をまとめてありますので、参考にしていただけたらというふうに思います。

このような資料をもとにいたしまして、学校教育部会におきましては、学校規模適正化の原則を踏まえて方策を検討していただいたということでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

少し専門的な用語も出てきたりしておりますので、今、事務局から提出してもらった資料あるいは説明におきまして、わかりにくかった点、あるいはこの点尋ねたいということがございましたら遠慮なく出していただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

D委員 いただいているこの地図ですね、前の多分校区の部分に使ったものだと思うんですが、もう少しわかりやすい地図はないんですかね。これなかなかわかりにくい。どこに家があって、どこにというのがなかなか判断しづらいでしょう。もう少しわかりやすい、できたら地図面を出していただきたいのと、それから、今後の都市計画、今進んでる部分についてわかっている部分があれば、これからどのような開発がなされるのか、ひとつそれも今の時点でわかっている部分は、ぜひ付け加えていただきたいと思いますし、この今の説明の中での資料なんですけれども、むだな、例えば、運動場の一人当たりの面積なんて、そりゃ確かに大規模のところには意味があるんでしょうけれども、小規模のところにはこんな意味ないですよ。実際に、例えば、東小学校を例にとってみれば、50メートルの直線すらとれない運動場なんです。人数が少ないから、例えば面積比率がすごく多くなっていると、こういう資料は逆に誤解を生みますよ。その辺も一つ注文しておきたい。

できたら、今言った資料をつけていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。

事務局の方、いかがでしょうか。

教育指導部長 ただいまのD委員さんの要望の方、何点かありました。

事務局としましては、そのあたり、用意できるものは用意したいと思いますし、また、運動場の面積につきましても一定の意見をいただきましたので、審議委員の皆さん方もそういうことで御参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

P委員 すいません。先ほど、資料要求の方があったと思うんですが、ちょっと私の方からも1点お願いしたいと思います。

基本的に校区の再編を考える上で、地域というキーワードが非常に重要になってくるといふうに感じております。その辺で、できる限り地区を分断しないような方策を考えていきたいなというふうに私個人的には思っておるんですが、各泉南市に何個あるのかちょっとはっきりわからないですけども、各区の区割りについても、できたら資料をいただけたらと思うんですけども。その辺、校区とあわせて見れるような形で、どこからどこまでが何小学校区で、何区に属するというふうな形で資料がある方が、今後の検討資料としては重要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、もし添付できるのであれば、その辺の資料の作成をお願いできたらと思うんですが、いかがでしょうか。

会長 ありがとうございます。

事務局の方、今の要望、いかがでしょうか。

G委員 実は、今回、このように白紙撤回が出たという問題につきまして、初めからちょっと申し上げさせていただきます。

この校区問題もいろいろありますけれども、実は、昨年度、審議会が結成しまして、4月25日、埋蔵文化財センターでヒアリングを行うといった問題につきまして、樽井校区の方にヒアリングの調整を行いたいと教育委員会の方からお話がありました。そのお話がありまして、泉南市、実は、樽井区の方に樽井小学校というのは2校区が入っています。浜区と樽井区の2校区が入った小学校なんです。その小学校に対しましてヒアリングの調整会を行いたいというのは、これ教育委員会から出てきた話なんです。その話につきまして、男里、浜区の方から、樽井区の方との合同のヒアリングの調整はできないと。浜区だけでやりたいという御意見が出てきまして、教育委員会がそれを認めまして、そして、4月6日に浜区に行って調整を行いました。そして、その帰りに樽井区へ寄ったんです。樽井区には10時30分ごろお見えになりました。そのお見えになったメンバーは、教育審議会の学校教育部会長と教育長、それから教育指導部長さん、それから、先ほど説明しました学務課長さんと4名がおいでになりました。

そして、樽井区の方で、今まで浜区で調整会を行ってきた状態を述べていただきまして、このような状態で浜区で調整してきましたと。樽井区はどうですかと出したときに、樽井区の方は、3名の委員と、それから、元教育長をしていました先生がおりまして、その先生も出まして、私とで5名出まして、そして、お話し合いを持たせていただきまして、その内容につきまして、うちの方から、出てきた内容に対してお答えをさせていただきました。

というのは、樽井小学校というのは150数年の伝統を持っている古い、古い小学校なんです。その小学校に対しまして、いろいろなことをわからんままに審議していたというようなことで、我々の答えに対しまして学校教育部会長はその場において「これは白紙撤回します」と。樽井小学校問題白紙撤回です。その場で白紙撤回が出ました。そうして、その問題に対しまして、学校教育部会長と教育長はすぐに帰られましたけれども、教育指導部長は後に残しまして、私の部屋に来まして、この問題はここだけの問題にしておいてください、教育審議会にこれ出すとだめだと。教育委員会はこういう問題を持っていくとえらいことになってしまうんだと。せやから、この問題はとめてくださいと言われてまして、ですから、私も、教育委員会がそのぐらい問題になるような問題であれば、次なるときまで抱えておりますよという返事しました。それから19日間ありますね、4月の6日から25日までの間。その間に、教育指導部長はうちへ再三見えまして、その話で。せやけど、私は、その話はほかの人には全然他言しないで4月25日を迎えさせていただきまして、そして、審議会を開きました。その審議会の席上、冒頭に、学校教育部会長は、樽井小学校問題は白紙撤回しますと先に出してくれました。そのときも、浜区は、浜区だけのヒアリングの調整会と同じように、ヒアリングを浜区だけでやりましたと。浜区はいろいろなことを言うておりましたけれども、今度樽井区になったときに、私は、学校教育部会長に、この中でもお聞きになった人がようさんおると思います。私は、白紙撤回してくれたことに対しまして何も一言も申すことはございません、それで結構ですというふうにお答えしております。

その問題につきまして、今ここでいろいろ出てきておりますけれども、150年の歴史を持った小学校をそう簡単にやってもうたら困るんだとお話しましたところ、学校教育部会長は、私らはそこまで知らなかったと。何も知らんで、皆の言うことを聞いてこの樽井校区問題を出したけれども、これはもう一度考え直さなければいけないということで白紙撤回を申し出てくれたんであります。

せやから、この白紙撤回と今回のおっしゃっていることとは少し合いにくい点があるように私は思うんです。せやから、私の方からこうやああやとは言いませんけれども、事務局の方ももう一度考えていただいて、この問題と、さきに学校教育部会長が白紙撤回した問題をここでもう一度考える必要がなからうかと思うんです。私は、学校教育部会長とその後でお会いしたときに、私は、もう一度この審議会を開いて、会長をさせていただきたいと私に言うておりましたけれども、私はそういうことは全然関係ありませんよと言うた

ことがあります。

ですから、この問題に対しましていろいろな件が出ております。せやから、その問題に対しましては、私の方からはあやこやとは言いませんけれども、もう一度考え直していただいて、きょうこの問題が出ているのは、以前にもこれと同じ問題が出てたんだと言われたらそれでいいんですけども、この問題が今度新しく事務局の方で構成した問題であるかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

以上です。

会長 ちょっと議題とそれた発言でありましたので、整理をしておきたいと思います。

議事として論議しておりましたのは、平成16年度教育問題審議会の資料についてということで、D委員、P委員の方から、事務局の方に資料請求という形でまず御意見があったと思います。後のP委員の方から、地域ということがキーワードになるようなので、地区の区割りもわかるような地図といいますか、資料の請求があったと思います。この点について、まず先に事務局の方から答弁願いたいと思います。

はい、どうぞ。

教育指導部長 まず、P委員さんの方から、現行の地域の中で、校区别でわかりやすいものを用意してほしいということですので、それについては用意できると思いますので、させていただきますと考えます。

それから、G委員さんの方から、

会長 ちょっと待って、一たん区切ってあれしますので、資料の関係はそれでよろしいですね。

実は、私も資料の関係であれするんですけども、この地図を出してもらうときに、色分けというんですか、マーカーというんですか、小学校とか中学校区とかもわかるような、少し大き目になっても構いませんので。あ、そう、第1回目のときにやつですか、第1回目の、ああ、そうか、そうか。そしたら、とにかく、全体のやつが一つでわかるような、もう一回、地図に表現された資料を、次回、ですから、前のやつはマーカーで書いてもらってますけれども、区割りがわからないとか、あるいは都市部分なのか宅地部分なのかどうかということもちょっとわからないというようなことがありましたので、そのあたりの地図でいいですよ、地図を、次回の資料としてもう一度提出をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

P委員 すいません。第1回の折に、確かにこういう大きな地図の方をいただいております。ただ、じゃあ、具体的にこの線を見て、どこの家がどこの校区であるとかというのは、意外とちょっとよくわかりにくいですね。この、特に東小学校区と信達小学校区との境については、この辺の部分から、東小学校に通わずに信達小学校に越境されていた方もおられるというふうに私は聞いております。

以前、教育委員会に御質問させていただいたときの校区の線と今回いただいている線が、若干、数十メートルの単位ですけれども違うようにも思いますので、その辺、具体的にどこからどこまでが何小学校区で、信達小学校区であれば、信達小学校の中に牧野区があったり市場区があったり、大苗代区があったり岡中区があったりというふうにそれぞれ区があると思います。それは、多分、ほかの小学校区でも同じようにそれぞれ区が設置されているというふうに思いますので、その辺を具体的にわかるような資料、これはまだもっと大きくてもいいと思います。泉南市の都計地図みたいなやつでもええと思うんですけども、それくらいちょっと大きな資料を、きちっと色分けした状態でいただきたいなど。ちょっと非常に邪魔くさい作業やと思うんですけども、今後審議する上では非常に重要じゃないかなというふうに思いますので、できればお願いしたいというふうに思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

そしたら、事務局の方で少し工夫をしてもらって、要望の点がわかるような資料を用意をしていただけたらと思います。

先ほど、G委員の方から御意見があったんですが、ちょっとすみません、先ほど来説明を受けている資料3、資料4につきまして、御質問、御意見ありましたら、先に議論、整理をしておきたいんですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

Q委員 すみません。先ほど、事務局の方から、学校別の運動場の面積とか教室の関係とか、いろいろ細かな数字で説明をいただいていたんですけども、実際、数字で見るとよくわかりにくいという部分もありますし、学校規模の適正化の原則という答申にもまとめられているように、子どもの最善の利益を優先する適正化という項目があると思うんですが、やっぱりその内容を踏まえて今後議論を進めていくという中で、実際、この学校が子どもに対してどんな教育環境をもらたしているのかというんか、どれが最良なのかというのを今後議論に反映させていくために、できたら、一回、学校視察というんか、学校を

実際に見させてもらって、今後の議論に反映させていけたらどうかなというふうに思いますし、そのときにあわせて、学校長などからヒアリング等をさせてもらったら、また議論の中身にも十分反映できるん違うかなと思いますので、ぜひとも、この審議会としてそういうものを実施していただけたらなと思います。

会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか、この資料にかかわりまして。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

P委員 一応、この適正配置検討資料の中で、ずっと各学校の中で、現行、転用後、普通教室として使用可能な教室の最大数というところで数字の方を上げていただいているんですが、前回の審議会の答申の中では、12学級以上18学級以下を適正規模とするというふうな形では答申はさせていただいているんですが、現実的に、複数学級が可能になった場合に、東小学校もなんですが、単式学級から複数学級になった場合の転用可能な教室数、7教室という形になっている中で、実際に12学級にもしなった場合、五つ教室をふやせれるのかと。現実的には、施設的な問題から言うと非常に現実離れしてるような部分もありますので、その辺の方も一定の考慮に入れていただけたらなというふうに思います。

あと、それから、ほかの学校の転用後の普通教室として使用可能な教室の最大数についてなんですが、現実的に、12学級から18学級におさまったとして、それに養護学級が入ってきた場合のシミュレーションも一定必要かというふうに思いますので、その点も一定考慮していただけたらなというふうに思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

少しまとめて事務局の方から答えてもらおうと思いますが。

ほか、御意見いかがでしょうか。

そうしましたら、Q委員とP委員から要望のありました点につきまして、事務局の方からお答え願いたいと思います。

教育指導部長 数値で、きょう、示させていただいたんですが、実際、学校訪問等をして、実際見た方が今後の審議に役立てるという審議委員さんの意見でもあったと思いますので、今後、一定このことに関しては、会長等と相談させていただきまして、事務局の方から、一度、案を審議委員さんに提案させていただきまして、それで賛同いただけるのであれば、そういった方向で進めたいなというふうに考えております。

次に、P委員さんの方から、教室等の問題で、現状の規模の中でなされているわけですが、例えば、東小学校のような7学級、その中で複数学級であれば12学級になるわけですが、そういったところは一定の考慮が必要ではないかというお話だったと思います。

まず、東小学校の場合は、複数の学級ということも、目標として最終的にはあるかもわからないんですが、緊急の課題としまして、やはり複式学級を避けたい、例えば、1学年の人数が20人程度というんですか、そういった規模にまず持っていきたいということで、具体的な方策にとってできることは何かということを考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、あと、養護学級等の配慮ということで、それぞれの学校で養護学級が1学級から3学級、4学級という学校もあるんですけども、そういったことから、学校規模につきましても、学級数の最大ということも十分考慮に入れていきたいと思っておりますし、今後、またそういった資料も必要であれば提出したいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長 そうしたら、学校視察の件につきましては、一度事務局の方で案をつくって、また提案をしていただきたいと思います。

それで、16年度教育問題審議会の資料につきましての議論、少し置きまして、先ほど、G委員の方から御意見、御発言があった点につきまして、ちょっと私は事情よくわかりかねておるんですけども、少し事務局なり、経緯等あれでしたら意見を求めたいんですが。

教育指導部長 G委員さんの方から、白紙撤回につきまして御発言がありましたので、私の方から、事務局として答えられる範囲内で答えたいというふうに考えております。

4月25日の学校教育部会で、浜区の代表の方、また樽井区の代表の方のヒアリングを行っております。その前に、G委員さんの方から言われましたように、4月6日に、そのヒアリングに備えて事前の調整を行いたいということで、浜区と樽井区の方へ伺っております。伺ったメンバーは、今、区長さんが言われたとおりです。ただ、学校教育部会長さんの方から、今後、地域の声を十分に聞いていきたいということで、G委員が言われたように、白紙撤回という言葉が出されたということなんですが、それはそのようなこともあったというふうに考えております。

ただ、私の方の発言の方が若干違いますので、私は、その場でこのように発言させてもらっております。きょうは事前調整ということで、非公式の場でありまして、学校教育部会長の言われた白紙撤回という言葉につきましては、一定これについてはなかったこと

にさせていただきたいと。今後の審議会場で議論させていただきたいというふうに申しました。

ですから、G委員さんのみに言ったのではなしに、G委員さんが先ほど言われましたような、5人のメンバーの前で私は言った記憶であります。

そのことの違いだけ若干ありますので、御承知、よろしく願いいたします。

会長 はい、どうぞ。

E委員 今までずっとほうってきた中で、この校区変更について、今、何年か前からそういう行政の方で適正の何をせないかんという法律もできて、そういうふうになってきたと思うんですけれども、これ、差別問題が出てきて、審議が、先ほどG委員さんが言われたように、白紙撤回というふうにとられているわけですね。これは、今、幾らそういう方であっても、個人でそんなことできることないでしょうし、せやから、この中で、今まで行政がほうってきたわけですよ。樽井小学校が一応パンクになってきたということ、行政が、今まで、これ線引きし直すと言うたら、市役所のこの線からこっちとかそういう話出てましたでしょ。せやから、その中で、この大規模開発、こっち側にいろいろできてきたわけですね。そのときに、購入するもんとか、その土地を持つとる、開発する人に対して、ここは樽井小学校ですよということ自体から問題起こってる、これ。そういうことですよ。このときから、いやいや、この校区はこうですよというようなことを初めから言うてたら、そりゃまあ差別問題もずっとこれは根の深いもんですから、ありますから、せやけども、そのときに言うてたら、今この時期に、将来どういうふうになるかというその計画のなさというのかな、教育委員会の、これ大きな問題ですよ。それで、今になって、そりゃ当然、部落問題で嫌がっている住民の方もいてまじょうし、もろもろの問題があると思うんです。ただ、それを、何かこの審議会に丸投げして、それが、前は白紙撤回されたということで流れたというような経緯を僕は聞いてます。それやったら、この会も、この新しく立ち上げたこれも、会長、僕、そんなん同じような内容で終わってしまうんとちゃうかなと思うんです。恐らく、樽井の区長さんにしたら、立場上、そりゃやっぱり、前回、白紙撤回になったんやから、今回、恐らく認めることもないでしょうし。それを行政が、この委員会でこうしまじょうということ決めてしもて出すんかどうかわすわ。これ、いつまでやっても絶対あきませんよ。そりゃ、この教育審議会の権威というのはどこまであって、ここで、ここからほなこうしまじょう、ああしまじょうということが決定されるんやったらいいんですよ。そういうことなんですか。せやから、行政はど

うしたいんかということです、教育委員会は。

その下でヒアリングしましょうとかというそういう問題にするからややこしいことが起こってきてるんじゃないですか。審議会なら審議会に任せておいたらええやつを、それをごちゃごちゃ、ごちゃごちゃとここの校区いらわないかんから、そんなとこいくからこういう問題起こってきたんですやんか。

そりゃまあ差別はあったんやから、表面に出た、そりゃええか悪いんかわかりませんよ。せやけど、根本的な問題は、やっぱりここは樽井の校区ですよとて、やっぱりその住民の方に言うて、そういうのは、教育委員会、指導してきたんでしょ、今まで。樽井の小学校はパンク寸前ですからこうしますと言うんやったら、強行的にするか、それしか方法ないですよ。いつまでたってもこんなまとまれへん。たくさん先生いてはる中で、僕みたいなのが言うんおかしいですけども、僕の実感としてはそういうふうに思いますね、会長。

会長 はい、どうぞ。

D委員 今回のE委員さんの話と皆さんの話まとめますと、とりあえず、前回の教育問題審議会は、この校区問題については答申を出せなかったと理解しています。だから、当然、白紙撤回をされたらと、こうなっているわけです。だから、この今の審議会の委員の中で、これから地域の声、あるいはいろいろな情勢を考えた中で校区を審議していくと、こういうことで再編していくと、こういうことですから、これからの議論だと思っんで、何か以前のことをいつまでも引っ張っていると、引きずっていると、この審議会進まないと思います。

教育委員会の方もこの審議会に諮問をされて、じゃあ、この審議会がこれからどうこの校区について審議をしていくのかと、こういうことだと思いますので、ひとつ会長、その辺をお諮りいただきたいと思います。

会長 G委員にかかわって、ちょっと議題にないところですが、これも大事なところだと思いますので、E委員、D委員からそれぞれ意見を出していただきました。

ほか、いかがでしょうか。本審議会の、そんなまとまらないと言われてしまうと、なかなかまとめ役の私としてはつらいところではあるんですけども、前回とのかかわりも含めて、引き続き委員をされている方もおられますし、御意見等ございましたら、出してください。

はい、どうぞ。

K委員 前回のことなんですけれども、答申の中で、学校規模の適正化の具体的課題とかというところで方策と具体例とありますよね。前回、P審議委員さんが、方策については審議会で確認とか承認されました、具体案については白紙撤回ですよとおっしゃったと思うんです。この審議会でその具体案をみんなで審議していくのが仕事なんですよね。この方策について、みんな、前回、確認したんじゃないんですか。

で、私はこの方策を読んで、過大の学校とか過小の学校とかを近隣の学校で再編成するんやというふうの方策で書かれてるんですけれども、それでみんなで考えるんだなというふうにとったんですけれども。

以上ですが。

会長 はい、どうぞ。

P委員 前回の審議会から引き続きやらせていただいているということで、前回の審議会の方策と具体案につきましては、事実、先ほど、K委員おっしゃられたように、方策については、基本的には学校教育部会としての意見、意見というか答申として出ささせていただいております。具体案につきましては、去年の4月の部会の方で、冒頭に、学校教育部会の方から白紙撤回というふうな形で、私たち審議委員も全く聞いていない状況で、いきなり白紙撤回を表明されたということで、最終的には、私たちも追認という形で、後からそれでいいですよというふうな形でやらせていただきました。

ただ、それについて差別事象が生起して、樽井の住民の方々あるいは浜区の住民の方々の心情を阻害したというところで、反省しなければいけないというところで、最終的に添付資料という形で具体案の方を答申の方に入れさせていただいたというふうな経緯がございます。

したがって、今回の本審議会において、前回確認していただいたとは思うんですが、方策については、基本的なたたき台という形で私としては位置づけてるのかなというふうに認識しております。ただ、これが、じゃあ、私どもが審議して方策を出させていただいた分がたたき台になって、すべてがどンドンどンドン決まっていくというふうな形であってはいけないというふうに思っております。それは、やはり小学校に子どもさんを通わせている保護者の方々や地域の声というものをきちんと聞いていかなきゃいけないというふうなところで、この審議会につきましては、できる限りのディスクロージャーをやっていかなければいけないというふうには思います。

また、審議委員の選考の中でも、幼稚園から中学校までの保護者の代表の方も入ってい

ただいておりますし、学校関係の代表の方も入っておられますので、その辺、保護者の立場、学校の立場、地域の立場という形で、きちんと皆さんの意見を吸収した上で納得できる案をつくっていききたいなというふうに思っております。

以上です。

会長 どうぞ。

J委員 先ほどK委員の方から言われたように、僕もそういうふうに、方策はぶれんと校区分けをすると。ただ、その校区分けをどのラインでするかということの審議やいうふうに、前回、1回目の部分で僕はそういうふうにとったんです。その辺、もう一度議長の方から確認していただけないかね。

会長 ちょっと議論、整理だけしておきたいと思います。確認ということでもないんですけれども。

今、委員言われていますように、前回のこの答申で、方策についてはもう既に答申が出されているわけでありまして、これを本審議会でいじるということはできません。問題は、前回、P委員からもございましたし、きょうもまた御意見があったんですが、具体案までが文章として出ていると。この具体案の取り扱いについてももう一度確認をしておこうということで、これは、実は、私は詳しい経過わからないんですが、きょう、G委員からお伺いしました、いろいろそういった前回の経過があったことだと思います。

いずれにしても、恐らく、前審議会は、具体案のところまで詰めて答申を完成という予定であったのではなからうかと思いますが、議論が右往左往いたしまして、あるいは学校教育部会長の対応の問題もあったかに聞いておりますが、そういった中で、実際にどこで線を引くのかという具体案については、議論をしたことは事実だから参考として出すけれども、それに縛られないという、つまり具体案については白紙の状態で議論をして臨んでいこうと、そういった確認であったと思います。

ですから、前の審議会は一応終わっております、この答申だけが事実として残っております。そういった意味で、第1回の審議会で、前回の審議会后に後戻りするような議論になっても困ると思いましたので、少し念を入れまして、本審議会が審議するのは一体何かということにつきまして、副会長からもありましたし、P委員からもありましたし、あるいは諮問の説明ということもわざわざ議事に入れてもらいましたし、最後の一応座長といいますが、会長のまとめとしても議事録に残っているとおりであります。

具体案の取り扱いにつきましては縛られない。方策については、それを踏まえて、具体

案作成が本審議会の目的、役割であるということで、各委員の方、御異論ないところだと思います。

ただ、E委員の方から、しかし、まとまるかいなと、こういう意見も実際に出てきたわけではありますが、私としましては、とにかく議論を尽くそうというふうなことであります。これは、そんなん出向いて行ってヒアリングするから話がややこしくなるんだという御意見もあったんですけども、実は、前回、限られた委員だけではなくて、いろいろ地元の意見も聞いてもらいたいと、こんな意見もあって、いや、それはやっぱり大事なことはないかということで、この議題の3番目に、語る会ということを経験として入れさせてもらっているような次第であります。この持ち方等につきましては、またE委員の方から、スムーズ、建設的なものになるように御提案いただけたらいいと思うんですが、少しそのあたりだけ、E委員、いかがでしょうか。ひとつ御了解いただきたいなと思います。

そうですねということはなかなか私も言えないし、そうではないとも言えなし、議論の中で作り上げていく問題でありますので、ぜひともちょっと御協力をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

P委員 その方策の取り扱いについては、今、会長おっしゃられたような形で結構かと思えます。

これはほかの審議委員の皆さんへの要望なんですけど、できる限り、皆さん、それぞれ各団体から出向されてこられたと、出てこられているということで、できる限り、その所属される方、特にPTAの皆さんは大変御苦労やと思うんですけども、各学校のPTAの意見の取りまとめとかそういったところで御尽力いただけたらなと。できる限り保護者の声、地域の声も非常に大事やと思うんですけども、保護者の声というのが非常に、私も、現在、小学校5年と4年と子どもおりますが、本当に切実な思いを持ってこの審議会を受けられている保護者さんもおられるということで、その辺、意見の吸収と、この審議会への開示といいますか、情報提示といいますか、というところもお願いできたらというふうに思います。

要望です。

会長 今、P委員からございましたが、審議会の委員としての議論をしよう。しかし、とりわけ、地域の保護者の方の意見もしっかり聞いていこうと、前回も御指摘がありました。少し事務局と相談をさせていただきますという預かりで第1回目は終わったと思います。

事務局の方に指示をいたしまして、一応、名称としましては「泉南市の教育を語る会」というふうな形で、保護者の方々あるいは地域の方々の、直接、我々委員が意見を聞かせていただく場につきまして事務局案をつくってもらっています。

事務局の方から、資料に基づいて説明をお願いいたします。

M委員 先ほどから、この白紙撤回の部分と具体案のところ等説明していただいたんですけども、G委員さん、少し要望がございまして、この具体案の線引きのところ、この差別事象が生起してきたということがございます。そういったこの予断と偏見といいですか、差別意識といいですか、そういった中での保護者の正しい判断というのがどうなんかなという思いがありまして、いろいろなところで研修会があり、市Pでもこの前研修会があり、いろいろな研修会が持たれております。それを1番のところで言っていただいたわけなんですけれども、樽井区におきましても、ここに研修会を持つというふうな区長さんの見解もございますので、そういったところも力を入れていただけたらというふうに思います。

会長 ありがとうございます。

これはもう要望ということで受けとめさせていただいたらいいですね。はい、わかりました。

そうしましたら、最後の議題になります、「泉南市の教育を語る会」の開催につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

指導課長 失礼します。中ほどにあります資料2、1枚物ですけれども、この資料2をもとに、「泉南市の教育を語る会」の開催について提案させていただきます。

「泉南市の教育を語る会」というのは、この資料にもございますように、泉南市教育問題、この審議会と泉南市教育委員会と共催とさせていただきたいというふうに考えております。また、教育問題審議会委員が市民と意見交換を行い、今後、審議を進めていく上での参考資料とするという目的で開催をさせていただきたいというふうに考えております。

日時、場所につきましては、中学校区ごとに合計4回、下記のように予定しております。

1回目、10月14日(土)午後7時から9時、場所は信達中学校の体育館。2回目は、10月16日(月)午後7時から9時、一丘中学校の体育館。3回目としまして、10月21日(土)午後2時から4時、西信達小学校の体育館。同じ日になるんですけれども、10月21日(土)午後7時から9時、泉南中学校の体育館。この合計4回を予定しております。

内容につきましては、ここに書いておりますように2点を予定しております。

1点目は、学校規模適正化に向けて、全市的な校区再編の具体案を審議するための諮問事項についてという点。2点目は、参加した市民と教育問題審議委員との意見交換ということで考えております。また、できるだけ市民に参加いただけるよう、当日は一時保育も実施いたしたいというふうに考えております。

また、審議委員の皆様方におかれましては、市民の意見を反映するということから、できるだけこの会に参加いただけたらというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

資料2に、今説明いただいた案というのがございます。この件につきまして、御質問、御意見ございましたら出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

E委員 すみません。これ何を期待してこれするん？賛成してくれると思ってこれするわけ？この辺、ちょっと事務局なり、ちょっと行政の方、どない考えてるのか、ちょっと聞かせてほしい。

これでまた問題出てきて、この校区再編とかこういう問題が進まなかったらどうするん？こういう地区の住民と話し合うことによって、オーケーもらえらと思って、理解してもらおうと、そんなん理解してくれることないやん。僕はっきり言いますけど。理解してくれるんやったら、前回、樽井区さんの方でこんなことになってない。根本的な問題で、要は樽井区さんの校区の問題だけでしょ、この審議会でこないなってるんは。そうとちゃうん？原因はそれなんでしょ。

樽井区さんは、今、区長言われてたように白紙撤回してると思ってるわけ。だから、次のこの審議会でも、もうそんなもん絶対納得することないですやん。そうやと、樽井区さん、お金あるさかい、区長、小学校もう1校どっかへつくったらどうです、樽井第二小学校か何か。まあこれは冗談ですけども、そのくらいせんと、こんなん校区再編で、それが、この審議会で、方策として、ここまで樽井小学校やて、ここまでうちの、もめてんのはうちの区と樽井の小学校のことでここまでなってるんですから、その権限あんのかどうかですやんか。そない、ないのに、そこまで決めてもたらぐあい悪いとか、それ決めたからいうて、今度、ほなうちの区と樽井区とこれ、ひともめせないかん。今でもちょっときずつない、そういう雰囲気になってますからね。これを進めていくことによって、そんなん、

今までそういう差別の何があったけれども、まあまあうちの地域の人、七丁目ですか、区長、一丁目、七丁目とうちの地域の方が大分住んでるんですよ。だから、その辺で問題出てきているということも頭の中に置いていただいておりますと、まるっきし、うちの人間じゃない人ばかり住んでるんじゃないんですよ。

だから、これを、幾らこんな市民と交換会して説明したからいうて、樽井の、この、今、樽井小学校へ行ってる方々の父兄さん、もう今になったら、子どものこととかそういうこと問題外ですよ、今起こってる問題は。せやから、父兄さんがどこまで、保護者の方が、うちの小学校に行くことに納得してくれるかいう、それだけの問題でしょ、G委員さん。そういうことですわな。せやから、それを審議するんやったらいいんやけども。

それで、これ説明会しても、こんな僕意味ないと思う。説明会して、区長、納得してくれますか。えらいすいません。

会長 E委員の方から、語る会ということにかかわって、もう少しちょっと事務局の方で、語る会の趣旨といたしますか、丁寧に説明をもう一度やっていただけますか。

はい、どうぞ。

教育指導部長 御意見いただいたんですが、まず、語る会なんですが、先ほども言いましたように、確かに、E委員さんの言われたように、問題となって出てきたのは樽井、またそういったことでございますけれども、校区再編案につきましては全市的な見直しということが基本になっておりまして、樽井小学校の大規模解消に向けての校区再編成、また、小規模校における校区再編の案、全市的に見直しておりますので、ですから、4中学校区に分かれて、幅広く意見を聞きたいということで計画しております。

それから、いろいろ保護者から、これは、計画しましたのは、まず前提としまして、第1回審議会におきまして、多くの審議委員さんから、市民の意見や地域や保護者の意見を聞いてこの会を運営して欲しいという要請もありました。そういったことを受けまして、現段階におきまして、線引きを具体的に議論する前に、今回のこの市民と語る会をしまして、多くの市民の意見を聞くことによって、今後、審議委員さんの意見を、審議していただける参考にしていただければというふうな思いを持って計画させていただきました。

以上です。

会長 ありがとうございます。

E委員、今、事務局の方から説明をいただきましたが、いかがでしょうか。

E委員 全校区を見直す、中学校割りでいくと言うてますけど、その前に行政の方が気つかないかのは、雄信小学校へ行けという区割り、例えばの話ですよ、区割りになった場合に、遠いから子どもにかわいそうやという意見で、これは反対意見上がったと思うんです、樽井区さんでアンケートをとったときに。それで、要は、うちに対してはそうじゃないですよんか。これ、問題またもとへ戻りますけど、要は、そういう校区反対する、再編することに対する反対の理由が、よそのとこと、うちの今度起こった問題と内容が違うやん。その辺きちっと把握してないから、把握してくださいよということを僕言うてるわけ。せやからまとまれへんのちゃいますかと言う。そういうことですよ、今。

会長 事務局の方から説明をしてもらいましたが、子どもの教育にかかわる大変大事なことでありまして、そしてまた、校区のあり方については、いろいろな観点で多くの市民が御意見をお持ちだと思っております。

そういう意味では、この審議会で市民委員という形で公募して、委員に入ってもらっているというのも、私はそういう趣旨の一環だと思いますが、しかし、全市的な大変大きな再編になってくるわけでありまして、我々委員なりあるいは事務局が、机の上なり庁舎の中で考えているのとはまた違った観点での意見なり思いなりが、賛成、反対のそれぞれの理由の中にまた含まれることがあると思います。

E委員が言われましたような点も、反対の理由の中には惹起するんじゃないかというふうなことが、実は、前審議会では差別事象として一部あらわれたようなことではないかとも思ったりもいたしますが、いずれにしましてもしっかり議論をして、その上で、我々のこの審議会での議論を積み重ねていきたいというのが私自身の運営の思いでもございます。

そういう意味では、前審議会のところで議論になった、校区だけとかということではなくて、実はこういう議論をしているんだということも含めて、十分全市的に、保護者の方々あるいは地域の方々に周知されているかどうかということも、まだ不十分な点があるんじゃないかと。そういう意味では、語る会を中学校区ごとに設定をすることによって、この問題に対して広く審議していることを広報していこうというふうなことも大きな意味があることではないだろうかと思っております。

一応、4中学校区ごとに、しかも保護者の方ができるだけ参加していただきやすいようにということで、土曜日なりあるいは夜に設定をするということで、日程、しかも祭りが終わってからの方が集まってもらいやすいんじゃないかと、まあまあ諸般の事情を勘案して、事務局の方で知恵を出してもらったような次第でございます。

所期の目的どおり実りあるものになるか、E委員が言われるように、なかなかそこはやるだけのことであって、深まらんのじゃないかとかいろいろ意見のあるところだとは思いますがけれども、一応考える範囲で、市民の方、保護者の方の意見を吸収しようじゃないかという第1回目の審議委員からの提案もありましたので、ぜひそこは実施させていただきたいなと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

時期が、今言いましたように、まだ8月1日でありますのに10月になったりしておりますのは、少しそういった祭りとかの日程等を勘案して、皆さん方ができるだけ参加していただきやすい時期ということで、これは私の方に相談がありまして、10月中旬を機軸に考えたらどうかということで提案に至っております。

「泉南市の教育を語る会」、この名称がいいかどうかというのもあるんですが、一応「泉南市の教育を語る会」ということで開催の案を出しておりますので、いかがでしょうか。特に御意見がなければ、これで一応事務的な準備を進めてまいりたいと思いますが。

はい、どうぞ。

D委員 今のE委員の議論でいきますと、この教育問題審議会やる必要ないんであって、答申出ないということになるんでしょうから。私はやっぱりそうじゃない、全体、全市を考えた中で、やっぱり大規模校あるいは小規模校、あるいはその通学距離の問題、環境の問題、いろいろ問題があると思うんです。それでできないと言うてしまえば、もうここで教育問題審議会、これから開催する必要何もないんで、それはやっぱり当然やっていただいて、E委員に反論するようでございますけれども、我々はやっぱり最善の努力をして、適正規模・適正配置をこの中で答申を出していかなきゃいけない。その中には、やっぱり地域の皆さん方の御理解も得なきゃいけない部分もあるでしょうし、だから、その地域の意見は十分くみ上げた上で、やっぱりできる答申を出さなきゃいけないんだと思ってます。

先ほども、E委員、冗談でおっしゃいましたけれども、例えば、大規模校を解消するためにはもう一つ学校をつくる、これも一つの答申案だと私は思いますから、何も冗談では僕はないと思うんです。だから、この中でそういうまとめができれば、そういう答申案ができればそれでいいんじゃないのかなと、そのための努力はやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

会長 ありがとうございます。

大いに議論のある議題でございますし、それぞれの御経験、立場を含めまして、活発な審議会になっていく予感を感じている次第でございます。

「泉南市の教育を語る会」につきましては、一応一つ一つ決め事でございますので、審議会で決定をしながら進めてまいらんとだめですので、一応そうしましたら、この事務局案を御了解いただきまして、具体化の作業を進めていくということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

本日予定をしておりました議事は、一応、一通り終わりました。

特に、何かということがございましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局の方から事務連絡等ありましたら、最後にしていただきたいと思えます。

これをもちまして、審議会は一応第2回は終了したいと思いますので、あと、事務連絡の方、よろしく願いいたします。

教育総務部長 どうもありがとうございました。

次回、第3回の審議会の日時と場所の案内を行います。

第3回審議会につきましては、8月29日(火)午後3時から、場所につきましては埋蔵文化財センター、信達大苗代の一丘神社の前の建物でございます。

よろしく願いしたいと思えます。

それでは、第2回教育問題審議会につきましては、これをもちまして閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。